

食安監発第0220002号

平成20年 2月20日

内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



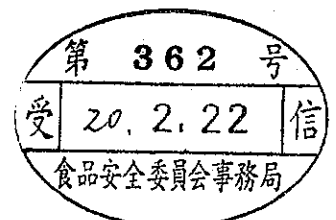
BSE対策に関する調査について

標記については、平成19年11月16日付け食安監発第1116001号により調査を実施してきたところですが、別添のとおり結果をとりまとめましたのでお知らせします。

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

担当：田中、渡辺

電話：03-5253-1111 内線：2454



BSE対策に関する調査結果(平成19年10月末現在)

平成20年2月
厚生労働省食品安全部

1 調査の趣旨

SRM除去の徹底については、食品安全委員会が平成17年5月にとりまとめたBSE国内対策の見直しに関する食品健康影響評価の結果において、「SRM管理に関する施策の遵守状況と適切なSRM汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的実施することはリスク回避に有効である。」とされている。

と畜場においては、と畜検査員が常駐して監督する下、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理下で、日々、SRMの除去、廃棄及び焼却が行われているが、上記指摘を踏まえ、SRM管理に関する法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場におけるSRM管理の実態調査を定期的に行うこととし、スタンニングの方法、ピッシングの有無、SRMの除去・焼却を行う際の標準的な作業手順及び確認方法を記載した文書及び実施記録の作成状況、背割り前のせき髄除去の有無、SRMの焼却方法、背割り後のせき髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて定期的に調査を行うこととしたものである。

2 調査結果

1 調査対象施設	H19年10月末現在	H19年3月末現在
牛のとさつを行っていると畜場数	154施設	156施設
めん羊又は山羊のとさつを行っていると畜場数	66施設	66施設
2 通常の牛のスタンニング方法		
(1)スタンガン(とさつ銃)を使用していると畜場数	147施設	147施設
① 弾の先が頭蓋腔内に入るもの	146施設	146施設
② 弾の先が頭蓋腔内に入らないもの	1施設	1施設
(2)と畜ハンマーを使用していると畜場数	21施設	25施設
その内、スタンガンと併用している施設	14施設	16施設
(3)圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	0施設	0施設
3 牛のとさつ時のピッシングについて		
(1)ピッシングを行っていると畜場数	34施設	47施設
① 全頭～ほぼ全頭について行っていると畜場	23施設	38施設
② とさつする牛の状態、出荷者等により行ったり、行わなかったりすると畜場数	7施設	5施設
③ ほとんど行わないが、稀に行っていると畜場	4施設	4施設
(2)ピッシングを行っていないと畜場数	120施設	109施設
4 牛の背割りによるせき髄片の飛散防止について ※背割りを行っていないと畜場数	6施設	6施設
(1)基本的事項		
① 鋸の歯を洗浄しながら切断し、せき髄片を回収している	148施設	150施設
② 回収したせき髄片を焼却している	148施設	150施設
③ 背割鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒している	148施設	150施設

④ 背割り後、せき柱中のせき髓を金属性器具を用いて除去している	148施設	150施設
⑤ 除去後、高圧水により洗浄している	148施設	150施設
⑥ と畜検査員が枝肉へのせき髓片の付着が無いことを確認している	148施設	150施設
(2) (1)の基本的事項以外の飛散防止措置を講じていると畜場数	144施設	143施設
① 背割りを行っていないと畜場数	6施設	6施設
② 背割りを正中線からずらしている	6施設	7施設
③ 背割り前にせき髓吸引機等を用いた除去を行っている	133施設	133施設
5 牛の特定部位の焼却について		
(1)特定部位の焼却について	66施設	67施設
① と畜場内の施設で焼却している		
② 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	27施設	30施設
③ 市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	21施設	21施設
④ 専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している	51施設	50施設
⑤ 専用の化製場以外の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している	2施設	2施設
(2)特定部位の焼却の確認について		
① 特定部位が確実に焼却されることを確認し、記録を保管している。	150施設	—
② 特定部位が確実に焼却されることを確認しているが、記録を保管していない。(注)	3施設	—
③ 特定部位が確実に焼却されることを確認していない。	0施設	—
④ その他(処理実績なし)	1施設	—
6 めん羊及び山羊のSRMの取扱いについて		
(1)と畜場内の施設で焼却している	37施設	36施設
(2)産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	6施設	8施設
(3)市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	15施設	13施設
(4)専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している	9施設	11施設
7 SRMに係るSSOPについて		
(1)牛又はめん羊、山羊のとさつを行っている施設数	159施設	161施設
① SSOPは作成済みである	159施設	161施設
② SSOPが作成されていない	0施設	0施設
(2)SSOPに基づく点検及び記録		
① SSOPに定められた頻度で点検を実施し、その記録を保管している	157施設	159施設
② SSOPに定められた頻度で点検を実施しているが、記録していない	0施設	0施設
③ SSOPに定められた頻度で点検を実施できておらず、記録も保管していない。	0施設	0施設
④ その他(処理実績無し)	2施設	2施設

(注) 特定部位が確実に焼却されることを確認しているが、記録を保管していない施設については、現在、「改善済み」である。